

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会設置規程

平成 23 年 12 月 22 日
別府市障害者自立支援協議会決定

- 1 平成 23 年 11 月 18 日付け別障福第 4 - 1860 号で別府市長から諮問のあった障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定について、条例の骨格を検討するにあたり、より多くの関係者からの意見を集約し、当該骨格に反映する必要があるため、別府市障害者自立支援協議会設置要綱（平成 19 年別府市告示第 115 号）第 9 条の規定に基づき、条例のことを話し合う場として、別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（以下「部会」という。）を設ける。
- 2 部会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 部会長及び副部会長は、構成員の互選により決定する。
- 4 部会長は、部会を統括し、副部会長は、部会長を補佐する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が召集し、その議長となる。
- 7 部会長が必要と認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 部会の庶務は、障害福祉課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会構成員名簿

氏名	関係機関・団体名	左の役職
◎ はぎの 萩野 忠好	社会福祉法人別府市知的障害者育成会	理事長
○ にしだ 西田 幸生	別府市身体障害者福祉団体協議会	会長
いとう 伊藤 慶典	別府市	福祉保健部長
うつのみや 宇都宮 伯夫	大分県重症心身障害児(者)を守る会	会長
おおくぼ 大久保 多津子	別府市手をつなぐ育成会	副会長
おおくま 大隈 勝彦	社会福祉法人みのり会	主任指導員
おの 小野 久	在宅障害者支援ネットワーク	事務局長
かわの 川野 陽子	特定非営利活動法人あつとほうむぶれいす	当事者コーディネーター
かわの 河野 龍児	株式会社リフライ	本部長
きたじ 北地 輝昭	社会福祉法人別福会	理事長
きもと 木本 ノブ子	別府市肢体不自由児(者)父母の会	会長
こばやし 小林 祐一	社会福祉法人清恵会	黎明荘係長
さとう 佐藤 紘造	公益社団法人大分県精神保健福祉会別府さつき会	会長
しばお 芝尾 與志美	社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター	看護師
しゅとう 首藤 辰也	社会福祉法人別府発達医療センター	地域支援センターほっと参事
たなか 田中 康子	特定非営利活動法人べっぷ優ゆう	理事長
とうない 藤内 浩	精神保健福祉別府家族教室	代表
とくだ 徳田 やすゆき 靖之	在宅障害者支援ネットワーク 弁護士	代表
はらの 原野 あきこ 彰子	—	—
ますとも 升巴 まさひろ 正博	大分県立南石垣支援学校	教頭
まつうら 松浦 実	自立生活センターぐっどらいふ大分	事務局長
まつかわ 松川 ひとみ	社会福祉法人太陽の家	地域事業本部長
むらの 村野 じゅんこ 淳子	社会福祉法人大分県社会福祉協議会	専門員
わかすぎ 若杉 たつや 竜也	特定非営利活動法人自立支援センターおおい	副理事長

◎は部会長、○は副部会長、以下五十音順